

マイカー通勤と労災保険

問 私は、マイカーにて通勤しています。ある日通勤途中で、渋滞があったので迂回して出勤しようとしたのですが、不慣

れ、自動車保険の使用はできませんでした。病院で「通勤途中の事故のため、労災保険で治療ですね」と言われましたが、会社に届けてある経路ではないところでの交通事故です。労災として認定されるのでしょうか？

答 大変でしたね。道路を迂回して遅刻をしないように考えていたのに、車の修理や相手への謝罪、ご自身も痛い思いをして、なおかつ治療費も自腹なのかと考えてしまいますね。

労災保険では、こういった場合には、この迂回して会社に向かおうとした行為が「合理的な経路」に該当するかで判断します。

労災保険では、「通勤」とは労働者が、就業に關し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及

び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除く」と規定されています。

この「合理的な経路」とは、マイカー通勤経路途中の道路工事、デモ行進等当日の交通事情により迂回してとる経路は合理的経路になります。

ですので、ご質問があった会社に届けている経路ではなくても、渋滞(当日の交通事情)により迂回していたのであれば合理的経路と認められ、労災保険の適用が受けられます。

この迂回が、友達宅に寄ってから出勤しようとか、自分の用事のために迂回した場合には該当はしません。

ところで、通勤時のマイカーによる事故にかかると民法上の使用者の責任についてお話しします。

一般的に、「通勤は、労働者に経路等の選択がゆだねられており、事業主の管理下ではないので使用者の責任はない」との意見が一般的ですが、中には裁判で「従業員がマイカー通勤の途上で起こした交通事故につき会社に使用者責任を認めた事例(福岡地裁一〇・八・五)」などがあります。

『使用者責任を課せられた判決要点』

企業がマイカー使用につき積極的であったと認められる(マイカー通勤にかかる費用を実費として認めていた)場合です(マイカー利用の使用者責任関係)

この部分を体系別にとらえると

1、従業員がマイカー通勤中事故を起こした場合

前段での説明済み
2、従業員が社有車で通勤中事故を起こした場合

社有車の所有者は会社です。運行供用者責任を負うこととなります。

(労災保険は通災適用)

3、従業員のマイカーを借りあげ業務に使用し、事故を起こした場合

マイカー利用で会社は運行利益を認めることができ、運行支配も認められますので運行供用者責任が認められます。

(労災保険は通災適用)

4、社有車を盗んだ者が事故を起こした場合

車両所有者(会社)は社有車を盗まれても直ちに所有権が消滅することはありませんので、企業は責任を負うこととなります。ただし、その社有車の管理状況(キーの管理、ロック状況、駐車状況)により抗弁することになると思います。

このように、使用者に課せられる責任が発生します。管理規定等社内ルールを定めておくべきだと思います。



れな道のため誤って前方で停車した車に追突し、このときハンドルで胸を強打して、肋骨骨折をしてしまいました。停車中の車への追突ですので「ご自身の全面過失」と言わ